

通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）が通学、通園等に利用する道路および児童生徒等が日常的に利用する公園（注1）（以下「通学路等」という。）における犯罪を防止するために必要な方策に関することを定め、もって通学路等における児童生徒等に対する犯罪を防止することを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、通学路等を管理する者、児童生徒等の保護者、学校等（条例第13条第1項の学校等をいう。以下同じ。）を管理する者および地域の住民（以下「地域住民等」という。）が努力すべき必要な方策を示すものである。
- (2) この指針は、条例その他の関係法令を踏まえ、通学路等の整備状況、地域住民等の意向等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 地域住民等と関係機関との連携による安全確保の取組

(1) 協力体制の整備

地域住民等は、相互に、かつ、行政、警察等の関係機関と連携して通学路等における児童生徒等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動等を行うため、必要に応じて地域の連携の場を設ける等協力体制を整備するものとする。

(2) 不審者情報の共有化等

- ① 地域住民等は、通学路等における不審者の徘徊等、児童生徒等の安全の確保に関する情報について、速やかに警察等の関係機関へ通報を行うものとする。
- ② 地域住民等は、警察等の関係機関と連携し、通学路等における不審者に関する情報の伝達および交換をするためのシステムの整備に努めるものとする。

(3) 通学路等の安全点検

地域住民等は、相互に連携して、通学路等の安全点検の実施および危険箇所等の改善に向けた取組の実施に努めるものとする。

(4) 通学路等のパトロールと協力要請

地域住民等は、通学路等のパトロールに努めるものとする。その際、学校等を管理する者は、実情に応じて児童生徒等の保護者や地域の住民に対して、通学路等の

パトロールの協力要請を行うものとする。

(5) 「ながら見守り」の推進

- ① 地域の住民は、通学路等において、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」に努めるものとする。
- ② 地域住民等は、関係機関と連携し、地域の事業者や各種団体に「ながら見守り」の理解と協力を求めるように努めるものとする。

(6) 安全情報の周知

地域住民等は、通学路等における危険箇所、見守りの空白地帯等で安全上の注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「子ども110番の家」等の所在を記載した安全マップの作成・配布等、児童生徒等の安全確保にかかる情報の周知および注意の喚起を図るための取組に努めるものとする。

(7) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の児童生徒等の安全確保

地域住民等は、警察等の関係機関と連携し、児童生徒等が学校終了後等に利用する放課後児童クラブ・放課後子ども教室等との不審者情報等の共有や、児童生徒等の見守り活動等の安全確保に努めるものとする。

2 学校等の体制整備、安全教育等の推進

(1) 学校等の体制整備

学校等を管理する者は、教職員等による校内・施設内体制の整備を行うことにより、通学路の安全管理体制を確立するものとする。

(2) 通学路の指定

学校等を管理する者は、児童生徒等の保護者および関係機関等と連携し、安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 安全教育等の推進

- ① 学校等を管理する者および児童生徒等の保護者は、児童生徒等に危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身につけさせるための実践的な指導に努めるものとする。
- ② 学校等を管理する者は、児童生徒等に効果的な防犯教育を実施するため、教職員等に対し防犯に関する研修等の充実に努めるものとする。
- ③ 学校等を管理する者および児童生徒等の保護者は、児童生徒等が参画した安全マップの作成に努めるものとする。
- ④ 学校等を管理する者は、児童生徒等の保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、具体的な場面を設定した防犯教室を実施する等、体験的な学習の実施に努めるものとする。
- ⑤ 学校等を管理する者および児童生徒等の保護者は、登下校の際に、児童生徒等

が一人になることのないように努めるものとする。

3 通学路等における安全な環境の整備等

(1) 見通しの確保

通学路等を管理する者等は、周囲から通学路等の見通しが確保されるように努めるものとする。

(2) 歩車道の分離等

通学路等を管理する者は、道路構造や利用形態を勘案し、車道と歩道の分離に努めるものとする。

(3) 緊急時における児童生徒等の保護

地域住民等は、通学路等の周辺に、「子ども110番の家」等の緊急時に児童生徒等を保護する民間ボランティアによる活動拠点の設置に努めるものとする。

(4) 防犯設備の設置

防犯カメラ、防犯ベル等の防犯設備については、関係機関や地域住民等が協力して、児童生徒等に対する犯罪の発生の危険性が特に高い通学路等へ必要に応じて設置されるように努めるものとする。

(5) 防犯灯等の整備

防犯灯および道路照明灯（注2）については、それぞれの管理者が協力して、防犯の向上のため適切な配置に留意し、夜間において人の行動が視認できる程度以上の照度（注3）が確保できるように努めるものとする。

(6) その他の安全対策

地域住民等は、通学路等の実情に応じ、注意箇所の表示、不審車両に対する防犯対策等を講ずるように努めるものとする。

4 その他

上記に掲げるもののほか、条例第13条第2項および条例第16条第2項に基づく指針の内容を十分配慮して、通学路等における児童生徒等の安全確保に努めるものとする。

注1) 「公園」には、公園に準ずる広場を含む。

注2) 「道路照明灯」は、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注3) 「人の行動が視認できる以上の照度」とは4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のものをいう。

※ 平均水平面照度とは、床面または地面における平均照度をいう。

付 則

この指針は、平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

付 則

この指針は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この指針は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。